

## 行政処分の公表

弊社本社営業所は、近畿運輸局より以下の処分を受けました。今回の処分を重く受け止め、再発防止に取り組む所存です。

### 記

1. 対象営業所                    みなと観光バス北営業所
  
2. 処分内容                    警告
  
3. 指摘事項および違反条項
  - ①運行管理者の解任の届出がなされていなかった。  
(道路運送法第 23 条第 3 項)
  
  - ②運転者に対する健康状態の把握がなされていなかった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 5 項)
  
  - ③業務の記録がなされていなかった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 25 条第 1 項、第 4 項)
  
  - ④業務の記録事項に一部不備があった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 25 条第 1 項、第 4 項)
  
  - ⑤運転者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)

4. 処分を受けた日 令和6年8月28日

以上